

柏市規則第 8 6 号

柏市アフタースクール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市アフタースクール条例（令和 7 年柏市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第 1 号許可 条例第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる区分に係る利用許可をいう。
- (2) 第 2 号許可 条例第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる区分に係る利用許可をいう。
- (3) 第 3 号許可 条例第 7 条第 2 項第 3 号に掲げる区分に係る利用許可をいう。
- (4) 第 4 号許可 条例第 7 条第 2 項第 4 号に掲げる区分に係る利用許可をいう。

(事業実施校)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の本市が設置する小学校のうち規則で定めるものは、別表第 1 のとおりとする。

(利用許可の申請)

第 4 条 新たに第 1 号許可、第 2 号許可又は第 3 号許可（以下「第 1 号許可等」という。）を受けようとする場合における条例第 7 条第 1 項の申請（以下「利用申請」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、利用申請書を市長に提出する方法又は電子情報処理組織（柏市行政手続等情報通信技術利用条例（平成 1 8 年柏市条例第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。）であって市長が別に定めるものを使用する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 1 号許可等を受けて事業を利用しようとする期間（次号及び次項において「利用希望期間」という。）の初日が 4 月 1 日である場合 当該 4 月 1 日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の前年度の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間において市長が別に定める期間
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 利用希望期間の初日の属する月の前月の 10 日まで

2 現に第 1 号許可等を受けている者が当該現に受けている第 1 号許可等に代えて新たに第 1 号許可等を受けようとする場合における利用申請は，利用希望期間の初日の属する月の前月の 10 日までに，変更申請書を市長に提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めるときは，この限りでない。

3 前 2 項に規定する場合における利用申請を行う者は，当該利用申請に併せて，次に掲げる書類を提出し，又は市長が別に定めるところにより当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録（柏市行政手続等情報通信技術利用条例第 2 条第 6 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。ただし，市長が認めるときは，この限りでない。

(1) 利用申請に係る児童が対象児童であることを証する書類

(2) 第 2 号許可又は第 3 号許可を受けようとする場合にあっては，次に掲げる書類

ア 利用申請に係る児童がその保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることができないもの又はこれに準じる状況にあるとして市長が認めるものに該当することを証する書類として市長が別に定める書類

イ 次条第 5 項に規定する調整を行うために必要な書類として市長が別に定める書類

4 第 4 号許可に係る利用申請は，市長が別に定める期間内に，早朝保育利用申請書を市長に提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

（利用許可）

第 5 条 第 1 号許可等は，1 の年度ごとに行うものとする。

- 2 第4号許可は、第4号事業を実施する次に掲げる長期休業日の区分ごとに行うものとする。
- (1) 柏市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年柏市教育委員会規則第1号。以下この項において「管理規則」という。）第19条の2第2号に定める夏季休業日
- (2) 管理規則第19条の2第3号に定める冬季休業日
- (3) 管理規則第19条の2第1号に定める学年始め休業日及び同条第4号に定める学年末休業日
- 3 前条第2項に規定する場合における現に受けている第1号許可等に代わる新たな第1号許可等は、月の途中においては行わないものとする。
- 4 条例第7条第3項第2号の規則で定めるこどもルームの定員は、別表第2のとおりとする。
- 5 市長は、前項で定めるこどもルームの定員を超えて第2号許可、第3号許可又は第4号許可（以下この項において「第2号許可等」という。）に係る利用申請があったときは、別に定めるところにより事業の利用についての調整を行い、第2号許可等の可否を決定するものとする。
- 6 条例第7条第3項第3号の規則で定めるときは、利用申請に係る保護者が柏市立こどもルーム条例（平成7年柏市条例第18号）第5条第1項又は第5条の3第4項の規定により納付しなければならないこととされている保育料又は時間外保育料を滞納しているときとする。

（利用許可等の通知）

第6条 市長は、第1号許可等に係る利用申請があったときは、その可否を決定し、第1号許可等をする旨の決定をしたときはその旨を、第1号許可等をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を決定通知書により当該利用申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、第4号許可に係る利用申請があったときは、その可否を決定し、第4号許可をする旨の決定をしたときはその旨を市長が別に定める方法により、第4号許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を早朝保育利用決定通知書により当該利

用申請をした者に通知するものとする。

（利用の連絡）

第7条 利用許可を受けた者は、当該利用許可に係る児童の事業の利用の有無等について、あらかじめ市長が別に定めるところにより市長に連絡しなければならない。

（利用料）

第8条 条例第8条第1項の規定による各月分の利用料の納付は、当該月の翌月の末日（11月分の利用料にあつては、12月25日。第5項において同じ。）までに行わなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める1人の児童は、利用許可に係る児童のうち最も年齢が低いものとする。

3 第3号許可を受けた者は、当該第3号許可に係る児童について間食の提供を受けることを希望しないときは、市長が別に定めるところにより市長にその旨を申し出なければならない。

4 条例第8条第4項の規則で定める額は、第3号許可に係る児童1人当たり1月につき2,000円とする。

5 条例第8条第4項の規定による利用料の納付は、各月ごとに当該月の翌月の末日までに行わなければならない。

（利用料の減免）

第9条 条例第9条の規定による条例第8条第1項及び第4項の利用料の全部の免除は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 利用許可を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

(2) 利用許可を受けた者及び当該者と同一の世帯に属する者（次項第1号において「保護者等」という。）が当該年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次項第1号において同じ。）を課されない者である場合

(3) 前2号に掲げる場合に準じる場合として市長が認める場合

2 条例第9条の規定による条例第8条第1項の利用料の一部の免除（次項において「利用料の一部免除」という。）及び同条第4項の利用料の全部の免除は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 保護者等が当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者である場合
 - (2) 利用許可を受けた者が柏市就学援助規則（平成18年柏市教育委員会規則第9号）第3条の2第1項の認定を受けている場合
 - (3) 利用許可を受けた者が柏市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成26年柏市教育委員会規則第8号）第4条第1項の認定を受けている場合
 - (4) 前3号に掲げる場合に準じる場合として市長が認める場合
- 3 利用料の一部免除は条例第8条第1項の利用料のうち同条第2項第1号又は第2号に掲げる場合におけるもの（以下この項において「対象利用料」という。）について行うものとし、利用料の一部免除を行う額は当該対象利用料の額から2,000円（当該対象利用料が同条第2項第1号に掲げる場合におけるもの（8月分を除く。）である場合にあっては、1,000円）を控除した額とする。
- 4 条例第9条の規定による条例第8条第1項及び第4項の利用料の全部又は一部の免除（第6項において「利用料の減免」という。）を受けようとする者は、利用許可を受けた年度の末日までに、利用料減免申請書を市長に提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法により、市長に申請をしなければならない。
- 5 前項の申請を行う者は、当該申請に併せて、第1項各号又は第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を提出し、又は市長が別に定めるところにより当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- 6 市長は、第4項の申請があったときは、利用料の減免の可否を決定し、利用料の減免をする旨の決定をしたときはその旨を、利用料の減免をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を利用料減免審査結果通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
- （届出）

第10条 条例第11条第1項第5号の規則で定めるときは、次に

掲げるときとする。

(1) 利用許可に係る児童の氏名若しくは住所又はその保護者の氏名，住所若しくは勤務先に変更があったとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 条例第11条第1項第1号から第3号まで及び第5号の規定による届出は，これらの規定に掲げる事由が生じた後速やかに，電子情報処理組織（柏市行政手続等情報通信技術利用条例（平成18年柏市条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）であって市長が別に定めるものを使用する方法又は市長が別に定める書面を市長に提出する方法により行わなければならない。

3 条例第11条第1項第4号の規定による届出は，同号に掲げる事由が生じた後速やかに，市長が別に定める方法により行わなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

- (1) 柏市立柏第五小学校
- (2) 柏市立富勢小学校
- (3) 柏市立旭小学校
- (4) 柏市立酒井根小学校
- (5) 柏市立土南部小学校
- (6) 柏市立松葉第二小学校
- (7) 柏市立光ヶ丘小学校
- (8) 柏市立柏第四小学校
- (9) 柏市立田中小学校
- (10) 柏市立酒井根東小学校
- (11) 柏市立土小学校

- (12) 柏市立柏第八小学校
- (13) 柏市立名戸ケ谷小学校
- (14) 柏市立大津ケ丘第一小学校
- (15) 柏市立高柳小学校
- (16) 柏市立高柳西小学校
- (17) 柏市立豊小学校
- (18) 柏市立松葉第一小学校
- (19) 柏市立柏第三小学校
- (20) 柏市立田中北小学校

別表第2（第5条第4項）

名 称	定 員
柏市立柏五小こどもルーム	1 1 5 人
柏市立富勢小こどもルーム	1 0 0 人
柏市立旭小こどもルーム	6 0 人
柏市立酒井根小こどもルーム	3 5 人
柏市立土南部小こどもルーム	6 0 人
柏市立松葉二小こどもルーム	6 0 人
柏市立光ケ丘小こどもルーム	1 9 0 人
柏市立柏四小こどもルーム	6 5 人
柏市立田中小こどもルーム	1 3 5 人
柏市立酒井根東小こどもルーム	3 5 人
柏市立土小こどもルーム	7 0 人
柏市立柏八小こどもルーム	4 5 人
柏市立名戸ケ谷小こどもルーム	3 0 人
柏市立大津ケ丘一小こどもルーム	5 0 人
柏市立高柳小こどもルーム	7 5 人
柏市立高柳西小こどもルーム	5 0 人
柏市立豊小こどもルーム	6 0 人
柏市立松葉一小こどもルーム	1 2 0 人
柏市立柏三小こどもルーム	1 8 5 人
柏市立田中北小こどもルーム	2 7 5 人